

隠岐の島町営住宅入居者募集要項

公営住宅、特定公共賃貸住宅及び若者定住促進住宅が空き家となった場合に、随時募集を行っています。

●町営住宅一覧

1. 公営住宅(低所得者向け)

地区名	所在地	団地名	問合せ先
西郷地区	中 町	名田団地	島根県住宅供給公社 隠岐住宅管理事務所
	栄 町	要木団地・宮城ヶ丘団地・朝日ヶ丘団地	
	今 津	今津団地	
	下 西	いわいずみ団地	
	加 茂	加茂団地	
	中 村	武良団地	
布施地区	布 施	竹原団地・清水団地・上原団地・川原畑団地	
	飯 美	飯美団地・北山団地	
	卯 敷	高丘団地	
五箇地区	南 方	西見団地	
	郡	田見崎団地・田部谷団地	
都万地区	都 万	向山団地・黒田団地・仁万団地	
	那 久	上那久団地	

2. 特定公共賃貸住宅(中堅所得者層向け)

地区名	所在地	団地名	問合せ先
西郷地区	今 津	今津団地	島根県住宅供給公社 隠岐住宅管理事務所
布施地区	布 施	新竹原団地	
五箇地区	那久路	那久路団地	
都万地区	都 万	釜田団地・第2仁万団地	
	那 久	上那久団地	
	津 戸	猫尾団地	

3. 若者定住促進住宅

地区名	所在地	団地名	問合せ先
西郷地区	城北町	ハイツ田井	島根県住宅供給公社 隠岐住宅管理事務所
	下 西	ハイツ宮ノ前	
都万地区	都 万	若者定住住宅	

●申込み受付期間

公営住宅(低所得者向け)

随時募集・・・空き住宅が出た場合に放送・広報で周知

特定公共賃貸住宅(中堅所得者層向け)

随時募集・・・空き住宅が出た場合に放送・広報で周知

若者定住促進住宅

随時募集・・・空き住宅が出た場合に放送・広報で周知

●申込み手続き

公営住宅、特定公共賃貸住宅及び若者定住促進住宅

島根県住宅供給公社隠岐管理事務所(隠岐の島町役場内 建設課横)
電話 3-1350

・必要事項を記入の上、必要書類をそろえて提出して下さい。

●公営住宅入居申込資格

申込のできる方は、次の要件にあてはまる方です。

1. 住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らかであること。

※持家のある方、公営住宅等にお住まいの方は入居できません。

2. 入居収入基準

収入月額が次の金額であること。

一般世帯	158,000円以下
高齢者・障害者等世帯	214,000円以下
旧村の住宅及び 武良団地・加茂団地	259,000円以下
子育て世代	259,000円以下
夫婦(婚約者を含む)の合計 年齢が70歳未満の世帯	259,000円以下

※高齢者・障がい者等世帯とは以下の世帯を言います。

高齢者世帯	入居者、同居者のいずれもが60歳以上(または同居者が18歳未満)である場合
身体障がい者	入居者または同居者が、1級から4級の身体障がい者である場合
精神障がい者	入居者または同居者が、1級または2級の精神障がい者である場合 あるいは、それと同程度と認められた知的障がい者である場合
戦傷病者	入居者または同居者が特別項症から第6項症まで、または第1款症の戦傷病者である場合
被爆者	入居者または同居者が、厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者である場合
引揚者	入居者または同居者が本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者である場合
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合

※子育て世代とは

・同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合。

3. 町税等の滞納がないこと

町税等の滞納がある場合は申込できません。

4. 申込人及び同居者が暴力団員でないこと

申込人及び同居人が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

●特定公共賃貸住宅入居申込資格

申込のできる方は、次の要件にあてはまる方です。

1. 住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らかであること。

※持家のある方は入居できません。

2. 入居収入基準

収入月額が次の金額であること。

158,000円以上
487,000円以下

3. 町税等の滞納がないこと

町税等の滞納がある場合は申込できません。

4. 申込人及び同居者が暴力団員でないこと

申込人及び同居人が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

●若者定住促進住宅入居申込資格

申込のできる方は、次の要件にあてはまる方です。

1. 住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らかであること。

※持家のある方は入居できません。

2. 町税等の滞納がないこと

町税等の滞納がある場合は申込できません。

3. 申込人及び同居者が暴力団員でないこと

申込人及び同居人が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

※その他の法律、規定等により隠岐の島町が必要と認めた資格を有すること。

●その他

1. 住宅の家賃は、住宅の広さや新しさ、利便性などによって決まっており、さらに入居者の収入によっても違います。（※若者定住促進住宅は定額）
2. 入居にあたっては、町内に在住で入居者と同程度以上の収入のある連帯保証人2名が必要となります。
3. 敷金として、家賃の3ヵ月分を納付していただきます。
4. し尿処理施設等の維持管理費・共益費は入居者の負担となります。
5. 退去時には畳の表替、ふすま、障子の張替等の修繕が必要です。
6. ペットの飼育はできません。
7. 入居後、家賃を決定するために、毎年度収入の申告が必要です。（※若者定住促進住宅は除く）

収入月額のみ

$$\text{収入月額} = (\text{入居者全員の年間総所得額} - \text{控除額}) \div 12 \text{月}$$

※ 控除一覧表

控除の種類	控除の内容	控除額
同居親族	本人を除く同居者の方	一人 380,000 円
同居しない扶養親族	別居の扶養親族の方	一人 380,000 円
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	扶養親族及び控除対象配偶者のうち 70 歳以上の方	一人 100,000 円
特定扶養親族	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族の方	一人 200,000 円
障がい者	本人、同居親族、別居扶養親族のうち障がいをお持ちの方	一人 270,000 円
特別障がい者	障がい者のうち重度の障がいをお持ちの方	一人 400,000 円
寡婦（寡夫）	所得のある寡婦（寡夫）の方	※最高 270,000 円

※寡婦（寡夫）については所得金額が 27 万円未満の場合は、控除額はその所得金額と同額となります。

●収入基準早見表(公営住宅)

家族の中で給与所得者が 1 名だけの場合は、下記の早見表を参考にして下さい。

(単位：円)

	収入基準 (円以下)	区分	単身者 (同居無)	本人以外の同居者の人数				
				1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
一般世帯	158,000	年間総収入	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
		年間総所得	1,894,800	2,275,600	2,653,600	3,034,400	3,515,200	3,796,000
高齢者・障害者等世帯	214,000	年間総収入	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999
		年間総所得	2,567,200	2,948,000	3,325,600	3,706,400	4,087,200	4,468,000
旧村の住宅及び 武良団地・ 加茂団地等	259,000	年間総収入	4,563,999	5,035,999	5,511,999	5,987,999	6,463,999	6,897,778
		年間総所得	3,108,000	3,485,600	3,866,400	4,247,200	4,628,000	5,008,000

※ ただし、2 名以上に収入がある場合及び同居扶養親族以外の控除を受ける場合には、この表は適用できませんのでお問い合わせ下さい。

●**収入基準早見表(特定公共賃貸住宅)**

家族の中で給与所得者が1名だけの場合は、下記の早見表を参考にして下さい。

(単位：円)

	収入基準 (円以下)	区 分	本人以外の同居者の人数				
			1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
下限	158,000	年間総収入	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
		年間総所得	2,275,600	2,653,600	3,034,400	3,515,200	3,796,000
上限	487,000	年間総収入	8,248,888	8,671,111	9,093,333	9,515,555	9,937,777
		年間総所得	6,224,000	6,604,000	6,984,000	7,364,000	7,744,000

※ ただし、2名以上に収入がある場合及び同居扶養親族以外の控除を受ける場合には、この表は適用できませんのでお問い合わせ下さい。

隠岐の島町営住宅入居申込書提出要領

1. 入居申込書

- ・必ず希望する団地名を記入して下さい。(複数希望可)
- ・電話番号は昼間に連絡の取れる番号(勤務先、携帯電話等)についても必ず記入して下さい。
- ・同居する親族等についても必ず記入して下さい。

2. 住民票(市町村発行のもの)

- ・申込時に居住している市町村が発行する最新の住民票を提出して下さい。
- ・入居しようとする方全員の住民票を提出して下さい。

3. 所得証明書等

- ・未成年で未就労の方以外、全員の所得と課税及び扶養の記載のある証明書を提出して下さい。
- ・証明書等については、市町村発行の最新のものを提出して下さい。

4. 町税等の滞納がない旨の証明書

- ・未成年で未就労の方以外、全員の町税等の滞納がない旨の証明書を提出してください。

5. その他

- ・入居しようとする方に障がい者がいる場合、それを証するものとして障がい者手帳の写し等を添付して下さい。
- ・同居人が婚約者の場合は、誓約書・婚約証明書の添付が必要です。

【問い合わせ先】

島根県住宅供給公社 隠岐住宅管理事務所

Tel : 08512-3-1350

隠岐の島町役場建設課 管理住宅係 Tel : 08512-2-8564

・布施支所 地域振興係 Tel : 08512-7-4311

・五箇支所 地域振興係 Tel : 08512-5-2211

・都万支所 地域振興係 Tel : 08512-6-2311

・中出張所 地域振興係 Tel : 08512-4-0002